

## 公 示

## 公 示 第 1 8 号

一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）の運賃及び料金に係る初乗距離  
及び初乗距離を短縮する場合の距離について

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」（平成  
1 4 年 7 月 1 日付け公示第 1 4 号） 1. (3) イに規定する初乗距離及び初乗距離  
を短縮する場合の距離について、下記のとおり公示する。

平成 1 4 年 7 月 1 日

北陸信越運輸局長 武藤 秀一

## 記

| 運賃適用地域名 |           | 営 業 区 域                                                                                      | 初乗距離       | 初乗距離を短縮する場合の距離                           |
|---------|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------|------------|------------------------------------------|
| 新潟地区    | 旧新潟県 A 地区 | 新潟市 A（新潟市のうち、平成 1 7 年 3 月 2 1 日合併前の新潟市及び平成 1 7 年 3 月 2 1 日に編入された旧豊栄市、旧中蒲原郡亀田町の区域）、北蒲原郡聖籠町の区域 | 1. 0 1 k m | 左の初乗距離から車種区分に応じて認可を受けた加算距離一回分を控除した距離とする。 |
|         | 旧新潟県 B 地区 | 旧新潟県 A 地区を除く新潟県の全域                                                                           | 1. 0 8 k m | 同上                                       |
| 石川地区    |           | 石川県の全域                                                                                       | 1. 2 2 k m | 同上                                       |
| 富山地区    |           | 富山県の全域                                                                                       | 0. 9 3 k m | 同上                                       |
| 長野地区    |           | 長野県の全域                                                                                       | 1. 0 6 k m | 同上                                       |

附 則（平成１４年７月１日付け公示第１８号）

- １．この公示は、平成１４年７月１日から適用する。
- ２．「一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）の運賃及び料金に係る初乗距離及び初乗距離を短縮する場合の距離について」（平成１４年４月１７日付け公示第４号）は、平成１４年６月３０日限りで廃止する。

附 則（平成１５年９月１日付け公示第５９号で一部改正）

この公示は、平成１５年９月１日から適用する。

附 則（平成１６年２月２３日付け公示第１０８号で一部改正）

この公示は、平成１６年３月１日から適用する。

附 則（平成１７年１月５日付け公示第１０８号で一部改正）

この公示は、平成１７年１月５日から適用する。

附 則（平成１７年２月１日付け公示第１１８号で一部改正）

この公示は、平成１７年２月１日から適用する。

附 則（平成１７年３月１６日付け公示第１４１号で一部改正）

この公示は、平成１７年３月２１日から適用する。

附 則（平成１８年３月３０日付け公示第１２９号で一部改正）

この公示は、平成１８年３月３１日から適用する。

附 則（平成２０年７月２日付け公示第４１号で一部改正）

この公示は、平成２０年７月４日から適用する。

附 則（平成２６年２月２８日付け公示第１０８号で一部改正）

- １．この公示は、平成２６年２月２８日から適用する。
- ２．初乗距離短縮した運賃については、平成２６年４月１日から適用する。

附 則（平成２７年１２月２４日付け公示第６５号で一部改正）

この公示は、平成２７年１２月２４日から適用する。

附 則（令和元年８月３０日付け公示第４１号で一部改正）

- １．この公示は、令和元年８月３０日から適用する。
- ２．初乗距離短縮した運賃については、令和元年１０月１日から適用する。

附 則（令和元年１２月１３日付け公示第７２号で一部改正）

- １．この公示は、令和元年１２月１３日から適用する。
- ２．初乗距離短縮した運賃については、令和２年２月１日から適用する。

附 則（令和４年８月２５日付け公示第４４号で一部改正）

- １．この公示は、令和４年８月２５日から適用する。
- ２．初乗距離短縮した運賃については、令和４年９月２４日から適用する。

附 則（令和５年５月２６日付け公示第１２号で一部改正）

- １．この公示は、令和５年５月２６日から適用する。
- ２．初乗距離短縮した運賃については、令和５年６月２６日から適用する。

附 則（令和５年８月１０日付け公示第４０号で一部改正）

- １．この公示は、令和５年８月１０日から適用する。
- ２．初乗距離短縮した運賃については、令和５年９月１１日から適用する。

附 則（令和５年８月２５日付け公示第５３号で一部改正）

- １．この公示は、令和５年８月２５日から適用する。

2. 初乗距離短縮した運賃については、令和5年9月25日から適用する。

附 則（令和6年12月24日付け公示第64号で一部改正）

1. この公示は、令和6年12月24日から適用する。

附 則（令和7年11月21日付け公示第57号で一部改正）

1. この公示は、令和7年11月21日から適用する。

2. 初乗距離を変更した運賃については、令和7年12月22日から適用する。

附 則（令和8年4月24日付け公示第7号で一部改正）

1. この公示は、令和8年4月24日から適用する。

2. 初乗距離を変更した運賃については、令和8年5月25日から適用する。

附 則（令和8年6月12日付け公示第19号で一部改正）

1. この公示は、令和8年6月12日から適用する。

2. 初乗距離を変更した運賃については、令和8年7月13日から適用する。

附 則（令和8年8月26日付け公示第45号で一部改正）

1. この公示は、令和8年8月26日から適用する。

2. 初乗距離を変更した運賃については、令和8年9月28日から適用する。